



令和6年度（2024年度）

しゅうがくしょうれいせいど

就学奨励制度のお知らせ

稲城市では、下記に該当する保護者の方に、所得に応じて小・中学校の学用品、学校給食費等の費用を支給します。下記の内容をお読みいただき、申請書をご提出ください。なお、毎年度の申請が必要となります。前年度に就学援助または就学奨励を受けていた方も、改めて申請をしてください。

ア 就学奨励の対象になる方と、申請書に添付する書類

就学奨励の対象となるのは、稲城市にお住まいの方で、お子さまが市内の小・中学校の特別支援学級に在籍するか、または学校教育法施行令第22条の3の規定にある障害の程度に該当する方です。

イ 就学援助制度について **!!まずは「就学援助制度のお知らせ」をご確認ください!!**

就学援助制度は、就学奨励制度よりも手厚い制度です。該当する世帯の場合は、そちらの内容に順って申請してください(両方を受給することはできません)。

就学援助に該当しない方の場合も、就学奨励の対象となる方は、申請書に必要事項を記入して申請してください。「令和6年度就学援助費・就学奨励費受給申請書」を一枚提出すれば、就学援助費が否認定となっても、就学奨励費の審査を受けられます。

注： 就学援助に該当しない方でも、令和6年1月2日以降に稲城市へ転入した方は、就学援助の場合と同じ添付資料が必要です。「就学援助のお知らせ」の「令和6年1月2日以降に稲城市へ転入した保護者」の欄を確認してください。

ウ 申請から結果の通知まで

- ① 申請書の記入（『申請書の記入例』をご確認ください）
- ② 提出 **4月30日(火)まで**に、世帯で1枚提出してください。

市内の小中学校にきょうだいがいるご家庭は、申請書を複数枚受け取られると思いますが、提出はご家庭で1枚です。

郵送する場合——〒206-8601 稲城市東長沼2111 稲城市役所学務課
令和6年4月30日(火)消印有効

直接持参する場合——市役所6階学務課、平尾出張所、若葉台出張所
[平日の8:30から17:00までの間]

※学校では、申請書の受付をしませんので、ご注意願います。

4月30日以降も随時申請を受け付けております。提出日を基準として受給開始となり、毎月の15日(15日が土日祝日のときは翌開庁日)までに申請するとその月から、16日以降に申請すると翌月から、それぞれ受給開始となります。

※令和6年度の申請受付最終日は令和7年2月28日(金曜日)です。

- ③ 結果の通知（4/30までに申請）7月上旬に申請者の住所地へ郵送します。

（それ以降に申請）申請から一か月程度で申請者の住所地へ郵送します。

エ 【年間の】就学奨励費の支給予定額

就学奨励費の受給認定を受けた場合は、下記のとおりとなります。世帯内の小・中学校のお子さまのうち、特別支援学級に在籍するお子さま等の分のみが支給されます。

下記の金額は変動する場合があります。支給日などの詳細は、認定通知書に同封します。

支給費目	学用品・通学用品費	新入学学用品費※1	給食費※2	校外活動費	宿泊体験学習費 修学旅行費	通学費
Ⅰ・Ⅱ区分	小学生 11,640円	51,110円	実費 (約4~5万円)	実費	実費 (小6・中1・中3のみ)	次の項目「オ」を参照してください。
	中学生 22,740円	57,980円				
Ⅲ区分	無	無	無	実費	無	

収入や生活保護基準額により区分判定をし、区分に応じて上記のとおり支給します。【Ⅰ・Ⅱ区分：世帯総収入が約800万円以下の世帯、Ⅲ区分：約800万円以上の世帯】(4人世帯の場合の目安)

- ※1 入学前に新入学学用品費の支給を受けた方は、新入学学用品費は支給されません。
- ※2 給食費は、審査結果が届くまでお支払いください。就学奨励のうちⅠ・Ⅱ区分として認定されますと、給食費の引き落としが停止され、すでにお支払いいただいた金額をお返しします。

オ 通学費の支給

対象となる方は、「令和6年度就学援助費・就学奨励費受給申請書」と併せて、「特別支援学級通学費補助交付申請書」を提出してください。

対象となる場合	支給額	手続き
お子さまが、電車やバスなどを利用して通学する。	実費※3	経路を確認しますので、「特別支援学級通学費補助交付申請書」に定期券のコピーなど添付して提出してください。
お子さまが、電車やバスを利用せず、住所上の学区とは別の特別支援学級のある学校へ通学する。	月額2,000円	「特別支援学級通学費補助交付申請書」を提出してください。
お子さまが電車やバスを利用して通学する際に、保護者の方が付き添って通学する。	月額2,000円	「特別支援学級通学費補助交付申請書」を提出してください。

上記は全て、8月を除く認定の対象となった月以降の分が支給されます。

- ※3 実費の計算は、最も安価な経路で最も長い期間の定期を購入した場合の一か月分を算定の基礎としています。よって、実際に定期などを購入した額と一致しないことがありますので、ご理解ください。

カ よくあるお問い合わせ

Q、 賃貸住宅に住んでいますが、最新の賃貸契約書が見当たりません。

A、 家賃に関する書類を添付しなくても申請できますが、添付がない場合、家賃0円とみなして持ち家の方と同じ条件で世帯の総収入額から判定をします。なお、添付した場合、世帯の総収入月額から家賃分(ただし、2人世帯は64,000円、3~5人世帯は69,800円、6人世帯は75,000円、7人以上の世帯は83,800円が上限です)を引いて判定するため有利になります。また、申請理由が生活保護費受給や児童扶養手当受給等(申請書の申請理由A欄)の方は添付不要です。

Q、 就学奨励を受けると、学校からの請求などが免除されますか？

A、 学校から請求されます教材費や校外活動費は、学校の指定に従って納めてください。後日、学校からの報告に基づいて、学務課が申請書にご記入いただいた保護者様の口座へ、前記の項目エ「支給予定額」の金額を振り込みます。直接お渡しいたしませんので、就学援助や就学奨励を受けていることを他の方に知られることはありません。
なお、学用品・通学用品費は定額支給ですので学校に支払った金額の全額が支給されるものではありません。